

ご加入者の
皆様へ

制度改定のご案内

2023年7月
東京海上日動火災保険株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

■主な改定点

変更する補償	改定項目	概 要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
団体長期障害所得補償 (GLTD)	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> 団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)
所得補償 (一年休業補償)	「精神障害補償特約」の分類変更	「精神障害補償特約」について分類を(ハ)に移行(自動読替)いたします。 これにより、アルツハイマー病による認知症等が対象になり補償の範囲が広がります。

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、商工会会員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会有します。「商工会の休業補償制度」は、本制度のバネームです。

<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

商工会名

お問い合わせ先
【取扱代理店/引受保険会社】

E14-85260(7)改定202307
2023年7月作成 23T-000756

商工会会員の皆様へ

2023年10月1日以降始期版

一年休業補償

36%
割引

長期休業補償

介護補償

20%
割引

全国商工会経営者休業補償制度

商工会の休業補償制度

団体総合生活保険(所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償)

もしも 貴社で働く従業員や皆様自身(会社経営者・個人事業主等)が
ケガや病気で長期療養が必要となり
働けなくなったら?

商工会の休業補償制度では、
ケガや**病気**(所定の**精神障害**を含みます)で
万一働けなくなった際の、
所得の減少を
補償します。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「制度改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の商工会の制度、だから安心。

POINT 商工会の休業補償制度なら…

企業の役員・従業員が一括で加入する場合に、より加入のお手続きが簡便な「長期休業補償(無記名・売上高方式)」もご用意しております。詳細につきましては、「商工会の休業補償制度・長期休業補償(無記名・売上高方式)」パンフレットをご確認ください。

企業の制度導入のメリット

長期休業補償 一年休業補償

1 福利厚生の実に役立ちます!

福利厚生制度の充実など人を惹きつける職場環境づくりが、優秀な人材の確保や継続雇用につながります。

2 労災訴訟・メンタルヘルス対策に役立ちます!

メンタルヘルス休職者が経済的不安を気にすることなく安心して休むことのできる環境を提供することができます。

3 制度導入はカンタン!従業員の個別告知は不要※一括告知方式*1の場合

1口(1万円)単位で加入が可能*2で、制度設計は簡易です。
また、一括告知方式の場合*1、代表者に告知いただくだけで加入することが可能で、手続も簡単です。
*1 一括告知方式は適用条件があります。P.2告知方法をご確認ください。
*2 一年休業補償は最低10口(10万円)以上1口単位でのご加入となります。

介護補償

4 仕事と介護の両立をサポートします!

介護に必要な初期費用を準備することが介護離職防止、優秀な人材の確保、継続雇用につながります。

長期休業補償 一年休業補償 介護補償

5 保険料は全額損金処理が可能です※従業員等全員が加入する場合

※詳細は最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。

任意加入のメリット

長期休業補償 一年休業補償

1 話題の就業不能(長期休業補償は就業障害)補償をご用意!

病気やケガで就業不能(長期休業補償は就業障害)になった場合の月々の所得を補償します。

2 所定の精神障害・天災危険もサポート!

近年増加している精神障害による就業不能(長期休業補償は就業障害)も補償します(長期休業補償は最大2年間を限度)。
また、いつどこで発生するか分からない地震・噴火またはこれらによる津波を含む天災が原因の就業不能(長期休業補償は就業障害)も補償します。

3 あんしんの24時間補償

就業中のみならず、就業外での病気・ケガまで補償します。

介護補償

4 介護が必要になったときの初期費用へ備えることができます!

所定の要介護状態になった場合、介護保険金(一時金)を支給します。

長期休業補償 一年休業補償 介護補償

5 充実した付帯サービスを用意!

おからの不安やメンタルヘルスに関することを相談できる「メディカルアシスト」、「メンタルヘルス電話相談」*3や、介護に関する相談ができる「介護アシスト」「認知症アシスト」など無料の付帯サービスが充実しています。サービスの詳細は後記「付帯サービス」をご参照ください。
*3 「メンタルヘルス電話相談」は長期休業補償にご加入いただいた場合のみ対象

ご加入方法

法人加入・個人加入
いずれもOK!

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

保険期間 2023年10月1日 午前0時～2024年10月1日 午後4時

募集期間 2023年7月24日～2023年9月30日

※更新契約の募集手続締切は8月末日となります。

加入は毎月受付中!
お申し込み月の翌月1日の午前0時の
補償開始でご加入いただけます。

	保険期間	保険料初回振替日	保険料払込方法
10月加入	2023年10月1日(日)午前0時～ 2024年10月1日(火)午後4時まで	2023年12月27日(水)	毎月27日団体からの 口座振替*1*2
翌月以降加入	加入手続き月の翌月1日午前0時～ 2024年10月1日午後4時まで	補償開始月の翌々月27日*1	

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

*1金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSショウコウカイ」「MBS」等と記載されます。

*2保険料のほかに制度維持費70円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

1.同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合

役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引く際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といいます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

2.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日)までに払込みください。払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。
払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。
※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

3.現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ

手続締切日(8月末日)までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただいた方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。ただし、所得補償(一年休業補償)において被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。「更新しない」または、「加入内容変更」を希望される方はその旨を取扱代理店までご連絡ください。

手続締切日までに必要書類のご提出が必要となります。

なお、更新時には、割引率の変更その他、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

告知方法

一年休業補償 長期休業補償 の場合

健康状態に関する告知方法は

個別告知と
一括告知方式があります。

以下、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で企業の制度導入時の手続はスムーズです。(一括告知とは、企業の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。)

一括告知の適用条件

- ①企業等の従業員等全員を被保険者とすること*
- ②定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること
- ③ 一年休業補償 従業員が10名以上の企業等であること
長期休業補償 従業員が5名以上の企業等であること

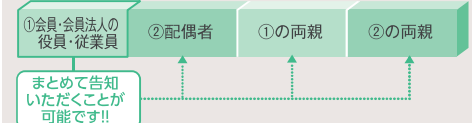
*健康状態告知書の内容により引受できない従業員は除く

介護補償 の場合

健康状態に関する告知方法は

個別告知と
ご家族まるごと告知方式
があります。

【加入対象者】



【ご家族まるごと告知】

会員・会員法人の役員・従業員の方が、加入対象となるご家族をまとめて告知いただくことが可能です。

● 介護補償

介護補償
20%割引
(団体割引20%)

コースのしくみ 被保険者が所定の要介護状態となった場合に、一時金をお支払いします

(独自基準追加型(要介護2))

100万円 200万円 300万円 400万円 500万円 の5つのコースから選択

制度のポイント

- 1 公的介護保険制度要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態で90日を超えて継続した場合に介護保険金を一時金で支給します。
*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- 2 会員、会員法人の役員、従業員ご自身、ご自身の両親、そして配偶者*2および配偶者の両親が加入できます。
*2 配偶者の定義については「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」(P.13)をご参照ください。
- 3 健康状態の告知によって加入ができます。また会員・会員法人の役員、従業員の告知が、ご家族分をまとめて告知いただくことも可能です。手続はスムーズです。
- 4 ご加入いただける方は、5歳以上84歳以下*3の方に限ります。
*3 年齢は団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険料 本制度は、商工会の団体契約のため、団体割引の適用により割安な保険料です。

●2023年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。(割引適用済)
※下表にない年齢区分の方の保険料については取扱代理店にお問い合わせください。

ペットネーム		介護補償(UNIT3)				
補償の種類(曜日)		介護補償[本人型]				
保険金額 (加入タイプ)		100万円 (K1)	200万円 (K2)	300万円 (K3)	400万円 (K4)	500万円 (K5)
満年齢 (2023年10月1日現在)		月払保険料(円)				
40~44歳	60	120	190	250	310	
45~49歳	70	150	220	300	370	
50~54歳	100	200	310	410	510	
55~59歳	150	290	440	580	730	
60~64歳	320	630	950	1,260	1,580	
65~69歳	650	1,310	1,960	2,610	3,260	
70~74歳	1,430	2,870	4,300	5,740	7,170	
75~79歳	3,300	6,590	9,890	13,180	16,480	
80~84歳	6,230	12,460	18,690	24,920	31,150	

介護補償	保険料 計算方法	保険金額(加入タイプ) × 年齢 = 月払保険料 (この他に代表証券番号毎に制度維持費が加算されます。70円)
	記入例	保険金額300万円(K3タイプ)67歳の場合 保険金額(加入タイプ)300万円(K3) × 67歳 = 月払保険料1,960円 (この他に代表証券番号毎に制度維持費が加算されます。70円)

ご参考 公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん、認知症等が主たる原因に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要となる状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

特定疾病 主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1. がん【がん末期】
※(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦韧带骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 腎臓病第4期
10. 老年痴呆症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の股関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※40歳以上85歳未満の人については、介護や支援が必要になった原因が特定疾病に該当しない場合はサービスを利用できません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

● 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」をご確認ください。

所得補償 一年休業補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはなりません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*2を超えた場合 ▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*3を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*4を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯り運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(「精神障害性補償特約(ハ)」がセットされるため、所定の精神障害性についてはお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
	*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)	・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)
	*3 「てん補期間*5内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)	・初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*8*9
	*4 免責期間*2が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*6の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットされる場合は183,000円となります。)	・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能
	*5 同一の病気やケガによる就業不能*7(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*2終了日の翌日の期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。	*8 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
	*6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	*9 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	*7 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*10*11をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受取者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*10 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

*11 保険の対象となる方が日常・家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合には、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)

団体長期障害所得補償 (GLTD*1) 長期休業補償

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*2を超えた場合 ▶就業障害期間*3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額*4×所得喪失率*5×約定給付率(100%) ただし、支払基礎所得額*4が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*4としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。	・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）」がセットされるため、所定の精神障害については精神障害でん補期間*11を限度にお支払対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*12*13等
	*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *3 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。 *5 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝$\frac{\text{免責期間*2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8}}{\text{免責期間*2が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額}}$ ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 *7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*2終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *8 免責期間*2開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいい、免責期間*2の終了した月から1か月単位で計算します。 *9 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *10 就業障害が終了した後、その日を含め180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	*11 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でん補期間（2年）が限度となります。 *12 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *13 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。（就業障害の定義・定義A）

免責期間*14中	てん補期間*15開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *14 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*2」をご確認ください。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*16か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*17が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *15 てん補期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*7」をご確認ください。 *16 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *17 所得喪失率については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*5」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」をセットされる場合のみ

免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*16か、または一部従事することができない状態。
*16 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

介護補償 介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。（独自基準追加型（要介護2））

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度運動補償部分の要介護2以上から要介護2以上の補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合は以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が、診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3等
	歩 行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしで寝返りができない。
	入浴その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは量からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことができないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができる。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことができない）。
	排せつ等日常生活上の一行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごよれた部分を拭く行為またはトイレ内でよれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごよれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわれないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。
		②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア、2つ以上の行為についてできない状態 イ、できない行為または見守りが必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から(21)までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) どの物忘れがある。(2) まわりのことに関心を示さないことがある。(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。(5) 実際になものが見えたり、聞こえることがある。(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。(12) 目的もなく動き回ることがある。(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。(16) いろいろなものを集めたり、無断でもって医館にすることがある。(17) 火の始末や火元の管理ができることがある。(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。(23) 金銭の管理ができない。(24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。(25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし保険の対象となる方1名につき1回に限りです。

付帯サービス (健康経営支援パッケージサービス)

※ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※ メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシスト、メンタルヘルスサポート、認知症アシストの電話相談のサービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{*1}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊乗継手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*1} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

^{*2} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

サービスの対象となる補償種目 (一年休業補償)(長期休業補償)(介護補償) 役員・従業員(被保険者)向け
お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医師が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

受付時間^{*2} 24時間365日
☎ 0120-708-110

デイリーサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く。)

● 暮らしの情報提供 …………… 午前10時～午後4時

● 税務相談 …………… 午後2時～午後4時

● 法律相談/社会保険に関する相談 …… 午前10時～午後6時

☎ 0120-285-110

介護アシスト お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム※3」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く。)
● 電話介護相談/各種サービス優待紹介 …… 午前9時～午後5時
☎ 0120-428-834

各種サービス優待紹介^{*4}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*5}
※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

^{*3} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

^{*4} 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

^{*5} サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート

サービスの対象となる補償種目 (長期休業補償)

企業(加入者)向け

休職・職場復帰支援サポート

産業看護職が、休職・職場復帰支援の体制構築について、訪問や電話によりご相談にお応えします。

ストレスチェックサービス

全員加入^{*6}のお客様
ストレスチェックをWeb上で実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、集団的分析の報告書をご提供します。

^{*6} 企業等の従業員等全員を被保険者とする契約

メンタルヘルスパンフレットのご提供

従業員の皆様のメンタルヘルスに対する意識を高めるために、小冊子をご提供します。

メンタルヘルスケアセミナーの実施

臨床心理士等の専門家が研修を実施します。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

受付時間(日祝を除く。)
● メンタルヘルス電話相談 …… 午前9時～午後9時
☎ 0120-783-503

認知症アシスト

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合の
ご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

サービスの対象となる補償種目
介護補償

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見に基づいています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を発揮することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
ホームページアドレス https://tmmf-brain-training.jp



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※ 本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※ 本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットなどのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会※7」をご紹介します。※8

※7 認知症とともに生活することの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
※8 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス(「うKNOW」)をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができます。定期的な脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※ 本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※ 本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く。)

● 緊急連絡ステッカー ● 「認知症の人と家族の会」紹介 …………… 午前9時～午後5時

☎ 0120-775-677

● 脳の健康度チェック …………… 午前9時～午後5時

☎ 0120-002-531

● 認知症介護電話相談 …………… 午前9時～午後5時

☎ 0120-801-276

労務トラブル・経営支援サービス

企業(加入者)向け

労務トラブル防止セミナー

労務トラブル等が発生した場合に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、再発防止のためのセミナー等を開催します。

経営支援・診断サービス

労務リスク、事業承継等に関する簡易診断を行い、社会保険労務士等の専門家が訪問・アドバイスを実施します。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士・税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

職場復帰支援サービス

役員・従業員(被保険者)向け

キャリアコンサルタントによる支援

全員加入^{*12}のお客様

休職をされた従業員の皆様が、「休職前のように仕事ができるか」「いつ頃職場に復帰できるか」などの仕事(キャリア)に関する悩み・不安を感じている場合に、職場復帰を前向きに促していただくためのご支援として、1対1での個別キャリアコンサルティングをご提供します。
※ 被保険者(保険の対象となる方)が、保険金の支払対象となる事由(認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))によるものを除きます。)に該当した場合で、被保険者(保険の対象となる方。法人を除きます。)と、その配偶者・ご親族からの直接の相談に限ります(配偶者・ご親族については下記「ご注意ください」をご確認ください。)。
※ 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

^{*12} 企業等の従業員等全員を被保険者とする契約

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます)に、ご相談内容の事由が発生してより、かつ現在に於ける保険契約が継続している場合に限りです。Web学習支援サービスは、保険期間中の受講に限ります。
・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシスト、メンタルヘルスサポート、認知症アシストの電話相談のご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者(ご親族の方(以下「サービス対象者」といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発症した本人の回りの専業(専業活動等を除きます)したサービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

ご注意ください
(※サービス対象)

Web学習支援サービス

企業(加入者)向け

全員加入^{*12}のお客様

● 従業員の皆様がWeb上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」等の動画教材を視聴し、その後に確認テストを受けることができる学習コンテンツをご提供します。
● 事業者様は、従業員一人一人の受講状況や成績情報を管理することができます。

・各サービスは、東京海上日動グループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なりません。
※2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により追加したご加入いただける特約等については、本説明書に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲内につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきます。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細は「パンフレット等」をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください*3(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください)。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。
*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります)。

*3 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の企業に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、設定してください。

*4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。

*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することで得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

4. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の補償については、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約の対象となります。)*ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ・脱退や退職等により、その構成費でなくなった場合
- ・資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ・ご加入者ご本人がご加入に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までで集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。また、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください。内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります)。

6. 満期返れ金・契約者配当金

この保険には満期返れ金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実と記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には★のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合があります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	所得補償	団体長期障害所得補償	介護補償
生年月日	★	★	★	★
性別	—	★	—	—
職業・職務 ^{*1}	☆	—	—	—
健康状態告知 ^{*2}	★	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たに加入される場合、または更新しなおした補償内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険を全部分または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約等があります。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償】告知(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の両親、配偶者*4および配偶者*4の両親)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質

を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。(婚姻とは異なります。))

- a. 婚姻意思*5を有すること。
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事項は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

●責任開始日*6から1年を経過しても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たまたま保険金をお支払いする事由が発生しても、これをお支払いすることはできません*8(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。

*6「ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知したご契約の支払責任の開始日」をいいます。

*7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分と解除する場合があります。

*8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

【前記以外で、保険金をお支払いできない場合】

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺などの取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただきます。この場合、(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするご前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討いただく場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しては告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺などの取消し等される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります)。

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することで得られる給与所得・事業所得・雑所得

の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、「お問い合わせ先」の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに「解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきます。引受条件を制限させていただきますことがあります。

●団体契約の加入条件を満たすことが東京海上日動と締結できない場合には、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきます場合があります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を変更した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることが更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の大きいタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新した場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容に更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社と本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ

各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する。下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理人等を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険契約や保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます）。ご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上自動車火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。東京海上自動車火災保険である全国商工会連合会および商工会会員等に団体の構成員であるかを確認を行うことがあります。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上自動車火災保険はご加入を解除することができず。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
所得補償、 団体長期障害所得補償、 介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上自動車火災保険のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上自動車火災保険株式会社

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上自動車火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上自動車火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-2210をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分〜午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

事故受付センター(東京海上自動車安心110番)

0120-720-110

受付時間:24時間365日

5.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上自動車火災保険の代理店は東京海上自動車火災保険の委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、東京海上自動車火災保険の代理店と有効に成立したご契約については東京海上自動車火災保険と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向(おとり)のご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金の請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上自動車火災保険の定める傷害もしくは疾病または要介護状態の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上自動車の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等による保険金支払内容に記載した支払内訳書等、東京海上自動車火災保険が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上自動車火災保険の保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等以内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上自動車火災保険の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。また、ご希望によりお問い合わせいただけます。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金の請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後、に保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。そのため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金の請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上自動車火災保険にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上自動車火災保険がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上自動車火災保険に移転します。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険期間

☐ 保険の対象となる方

☐ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)

☐ 保険料・保険料払込方法

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に關し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	所得補償	団体長期障害所得補償	介護補償
加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○
加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	○	○
加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	—	—
保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか? (平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)	○	○	—
お引受けできる限度額については「パンフレット等」をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされた場合は、183,000円となります。	○	○	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 ○ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	○	○	○*3

3.重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

4.加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲は下記のとおりです。

(1)商工会員 (2)商工会企業等の役員・従業員 (3)商工会の職員 (4)「一年休業補償」のS2タイプは、(1)、(2)および(3)の方の配偶者(家事従事者に限る)が加入できます。

(5)「介護補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。

【用語の解説】

配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

*1 婚姻意思*1を有すること(2)同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

ご加入内容確認事項

所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合(*)には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。
(*) 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままだにご記入ください。

※告知制度を採用している場合は、ご加入者の代表者が一括してご記入ください。

ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

※介護補償にのみ(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の両親、配偶者および配偶者の両親)を保険の対象とする方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

以下のケースも告知が必要となります。

告知いただく内容例は次のとおりです。
①入院または手術の有無(予定を含みます)
②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬)指示を含みます)の有無
③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等
告知いただく内容は、保険種類等により異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください

●現在、医師に入院や手術をすめられている。

●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

以下のご注意点もご確認の上、告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。
●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
●告知すべき内容をお手元思い出されたい場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状の原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する告知1年を経過した後を開始した就業不能や入院等については、保険金お支払対象となります。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

13

14

健康状態告知事項(個別告知用)

以下のご質問をよくお読みいただき、
ご回答は加入依頼書(兼告知書)「回答記入欄」にご記入ください。

所得補償(一年休業補償)、団体長期障害所得補償(長期休業補償)にご加入される方はご回答ください。

質問1 ●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

あり

なし

質問2 ●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

めり

なし

告知日(ご記入日)より過去2年以内に

- 「がん」、「上皮がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。
- 「がん」、「上皮がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注・治療(投薬の指示を含みます))を受けるように指導されたことがありますか。

(注)検査結果が異常なだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、ご署名ください。

加入者票(特定疾病等不担保特約補償対象外区分)・更新加入依頼書(健康状態告知書質問事項回答欄(補償対象外となる病気・症状))にア～エの表示がされている場合(特定疾病等不担保特約が付帯されている場合)、補償対象外となる病気・症状*1は各区分ごとに下表のとおりです。

別 表	補償対象外となる病気・症状*1
ア、脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄	
イ、白内瘵、緑内障（告知いただいた内容が眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）	
ウ、脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症	
エ、上立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮頸腫	

*1 主治医が上表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。

*2 心房細動は補償の対象となります。

■介護補償に加入される方はご回答ください。

質問 1

- 以下(1) (3)のいずれかに該当しますか。
- 現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする
- (2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある
- (3)今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん、悪性新生物、痔、悪性しやう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある
- 告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に、下表の病気であと医師に診察されたこと、または下表の病気のひと医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。

(注)検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。

お引受けできない病気

- ・肝硬変
- ・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)
- ・脳しゅよう
- ・心筋梗塞
- ・心筋症
- ・心不全
- ・心房細動
- ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます)
- ・うつ病
- ・双極性障害(躁うつ病)
- ・統合失調症
- ・アルコール依存症
- ・パーキンソン病
- ・アルツハイマー病
- ・レビー小体病
- ・前頭側頭葉変性症
- ・ピック病
- ・(骨折傷を伴う)骨粗しょう症
- ・関節炎(リウマチ性、変形性)

全て
なし

**お引受け
できます。**
回答をご記入のうえ
ご署名*3ください。

※3 ご署名欄下のご注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

1つ以上あり

申し訳ございませんが、
お引受けできません。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]